

社会福祉法人藤崎台童園評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人藤崎台童園定款第6条第1項に規定された社会福祉法人藤崎台童園評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定めるものである。

(委員の選任及び構成)

第2条 委員会の委員は、理事会において、理事総数の3分の2以上の決議により選任する。

2 委員会の委員は、監事1名、外部委員2名の合計3名で構成する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第6条第2項に規定された定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員の解任)

第4条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の決議により、解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(委員の報酬)

第5条 委員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

2 委員の報酬額は、委員会出席毎に日額6,000円とする。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、理事会の決議を経て、理事長が招集する。

(招集の通知)

第7条 理事長は、委員会開催日の1週間前までに、委員に対し書面で委員会の開催を通知しなければならない。但し、委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく委員会を開催することができる。

(委員長)

第8条 委員会の委員長は、当該委員会において委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

(評議員の選任)

第9条 評議員の選任は、次の各号の手続きを経るものとする。

- (1) 評議員の選任は、理事会の決議を経て、理事長が委員会に評議員候補者を推薦する。
- (2) 理事長は、委員会において、当該候補者の経歴、当該候補者が評議員として適任と判断した理由、当該候補者が欠格事由に該当しないこと、法人との関係で親族等の特殊関係者に該当しないことなどを説明しなければならない。
- (3) 委員会は、委員の過半数が出席して審議を行い、その過半数をもって評議員選任の決議を行う。但し、選任の決議に当たっては、外部委員が1名以上出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の解任)

第10条 評議員の解任は、次の各号の手続きを経るものとする。

- (1) 評議員の解任は、理事会の決議を経て、理事長が委員会に提案する。
- (2) 理事長は、委員会において、当該評議員が評議員として不適任と判断した理由を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、委員の過半数が出席して審議を行い、その過半数をもって評議員解任の決議を行う。但し、解任の決議に当たっては、外部委員が1名以上出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第11条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は書面をもって作成し、委員長が署名又は記名押印しなければならない。

3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 委員会が開催された年月日及び開催場所
- (2) 委員会に出席した委員及び理事の氏名
- (3) 委員会の議長を務めた委員長の氏名
- (4) 委員会の議事の経過及びその結果

4 議事録は、委員会開催の日から10年間、保存しなければならない。

(委任)

第12条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成29年1月14日から施行する。なお、第3条第1項の規定にかかわらず当初の委員の任期は平成33年度の定時評議員会の終結の時までとする。

附 則

改正後のこの細則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

改正後のこの細則は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。